

函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、馬鈴薯の連作障害の解消に向けた事業の実施を支援する補助金の交付に関し、畑作構造転換事業実施要綱（令和2年1月30日付け元政統第1591号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業実施要綱」という。）、畑作構造転換事業実施要領（令和2年1月30日付け元政統第1593号農林水産省政策統括官通知。以下「国事業実施要領」という。）および畑作構造転換事業補助金交付事務取扱要領（平成31年3月5日付け農産第1534号農政部長通知。以下「道事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施計画書等の提出)

第2条 国事業実施要綱別表が事業実施主体として掲げる農業者の組織する団体（本市管内に住所を有する農業者の組織する団体に限る。以下「事業実施主体」という。）が国の畑作構造転換事業を活用し、馬鈴薯の連作障害の解消に向けた事業を実施しようとするときは、国事業実施要領第8の1の(1)が規定する別記様式第1号および別記様式第1号別添②に加え、次の各号に掲げる国事業実施要綱別表のメニュー（Ⅱ持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 1生産性向上に向けた新技術等の導入のうち、(1)気象災害リスク等軽減技術導入の取組（アてん菜の風害・湿害軽減技術の導入に限る。） てん菜の風害・湿害軽減技術の導入に取り組もうとする農業者の氏名ならびに当該農業者ごとの事業実施年度の前々年度の実績、計画および成果目標を確認することができる書類
- (2) 1生産性向上に向けた新技術等の導入のうち、(2)病虫害抵抗性品種の導入 病虫害抵抗性品種の導入に取り組もうとする農業者の氏名ならびに当該農業者ごとの事業実施年度の前々年度の実績、

計画（導入する病害虫抵抗性品種の名称およびその栽培面積を含む。）
および成果目標を確認することができる書類

(3) 2輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善のうち、（1）輪作体系の適正化に向けた取組（イ豆類の省力栽培に向けた取組に限る。）

豆類の省力栽培に取り組もうとする農業者の氏名ならびに当該農業者ごとの事業実施年度の前々年度の実績、計画および成果目標を確認することができる書類

2 事業実施主体が国事業実施要領第5のIIの5および第8の5ならびに道事務取扱要領第24の規定により、補助金の交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付決定前着手届（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業実施計画書の承認）

第3条 市長は、前条第1項の規定により提出された事業実施計画書が北海道渡島総合振興局長から承認されたときは、道事務取扱要領第2の6の規定に基づき当該事業実施計画書を承認し、事業実施計画承認通知書（別記第2号様式）により、当該事業実施計画書を提出した事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 前条に規定する事業実施計画書の承認を受けた事業実施主体は、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、第3条の規定により市長が承認した事業実施計画書の内容と相違ない場合は補助金の交付を決定し、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により当該事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金は、第10条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(補助事業の遂行)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

(状況報告等)

第8条 市長は、事業を円滑適正に行わせるため必要があると認めるときは、当該事業の遂行の状況に関し、当該事業実施主体に報告を求め、または当該職員に調査をさせることができる。

(補助金の実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了したときは、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金実績報告書（別記第5号様式）および次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) てん菜の風害・湿害軽減技術の導入に取り組んだ農業者ごとの栽培面積、種苗の購入量および購入金額ならびに栽培状況を確認することができる書類
- (2) 病害虫抵抗性品種の導入に取り組んだ農業者ごとの栽培面積ならびに種苗の購入量および購入金額を確認することができる書類
- (3) 豆類の省力栽培に取り組んだ農業者ごとの栽培面積、種苗の購入量および購入金額ならびに栽培状況を確認することができる書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の実績報告があったときは、当該報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金額の確定通知書（別記第6号様式）により、当該事業実施主体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、事業実施主体が事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り

消すことができる。

(関係書類の備付け)

第12条 事業実施主体は、事業に係る帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 事業実施主体は、事業の完了日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第2号様式（第3条関係）

令和 年度（ 年度）事業実施計画承認通知書

函 農 農

令和 年 月 日

様

函館市長

印

令和 年 月 日付けで承認申請のあった畑作構造転換事業の事業実施計画を承認したので、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により通知する。

別記第3号様式（第4条関係）

令和 年度（ 年度）馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金
交付申請書

令和 年 月 日

函館市長 様

住所

申請者 団体名

代表者氏名

事業の名称 馬鈴薯連作障害解消対策事業

上記の事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

別記第4号様式（第5条関係）

令和 年度（ 年度）馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金
交付決定通知書

函 農 農
令和 年 月 日

様

函館市長 印

事業の名称 馬鈴薯連作障害解消対策事業

令和 年 月 日付けで申請のあった上記事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付は、補助金の額の確定後とする。
- 3 次の条件を承知されたい。
 - (1) 事業の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (2) 事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
 - (3) 事業が完了したときは、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金実績報告書に関係書類を添えて速やかに市長に報告しなければならない。
 - (4) この補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すことがある。
 - (5) 事業実施主体は、この事業に係る帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この事業の完了日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第6号様式（第10条関係）

令和 年度（ 年度）馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金
額の確定通知書

函 農 農

令和 年 月 日

様

函館市長

印

事業の名称 馬鈴薯連作障害解消対策事業

令和 年 月 日付けで補助金の実績報告のあった上記事業については、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市馬鈴薯連作障害解消対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

1 補助金の額の確定額 金 円